

報道関係者 各位

令和3年9月27日

【照会先】

愛知労働局労働基準部監督課

監督課長 恩田 基弘

統括特別司法監督官 高橋 英幸

(電話) 052-972-0253

## 外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和2年の監督指導、送検等の状況について

～435の事業場に対し、労働基準関係法令違反で是正指導～

愛知労働局（局長 伊藤 正史）は、県内の14労働基準監督署（支署）が令和2年に技能実習生の実習実施者（技能実習生が在籍している事業場）に対して行った監督指導、送検等の状況について以下のとおり取りまとめました。

愛知労働局では、実習実施者に対し監督指導などを実施することで、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいます。

また、重大・悪質な事案については、捜査を行い、検察庁へ送検を行うなど厳正な態度で臨んでいます。

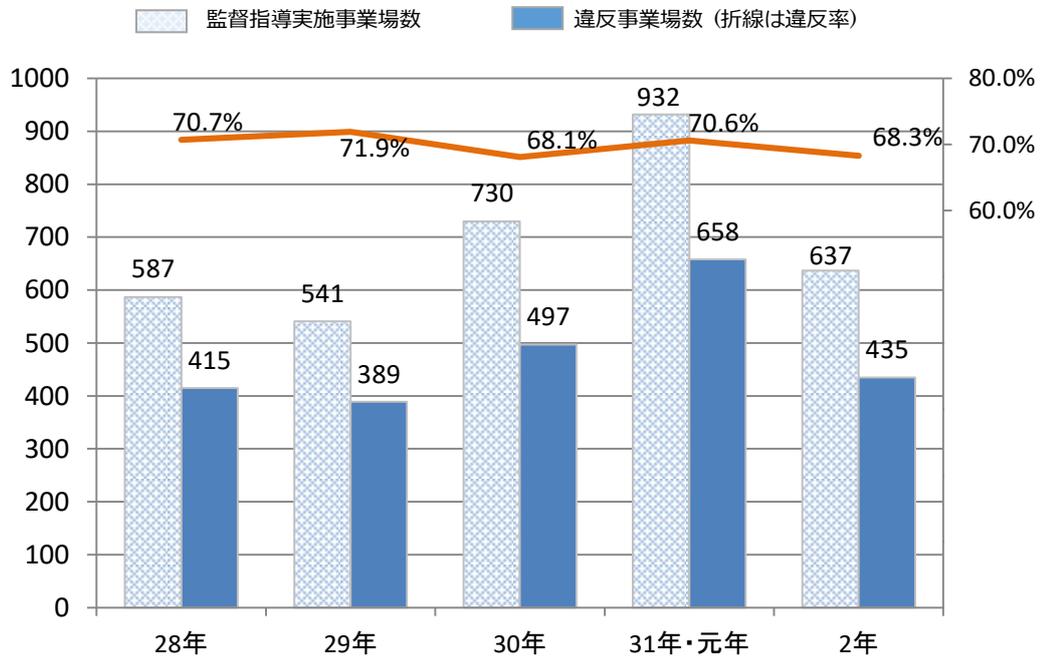
### 令和2年の監督指導・送検の概要

- 監督指導を実施した実習実施者：637事業場
- 労働基準関係法令違反が認められたもの：435事業場（68.3%）。
- 主な違反事項
  - ①使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準 （145件、22.8%）、
  - ②違法な時間外労働等、労働時間関係 （112件、17.6%）、
  - ③時間外・休日労働等に対する割増賃金 （91件、14.3%）
- 重大・悪質な労働基準関係法令違反により書類送検したもの：3件

（詳細は次頁以降）

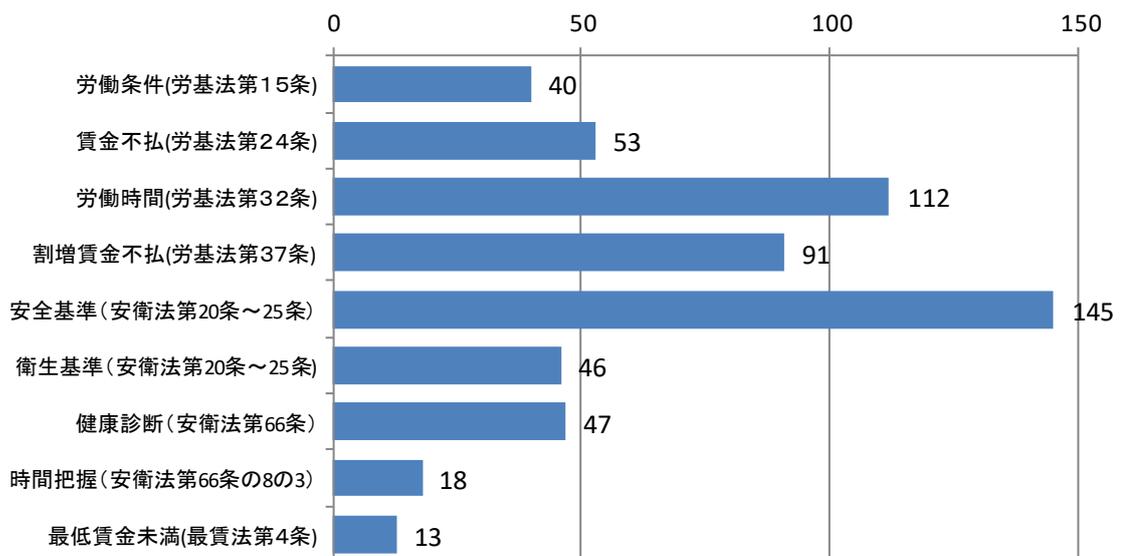
## 1 監督指導状況

- (1) 実習実施者637事業場に対し監督指導を実施したところ、68.3%に当たる435事業場に労働基準関係法令違反が認められた。



※ 実習実施者に係る違反事業場数、違反率については技能実習生以外の違反を含む。

- (2) 主な違反内容のうち、①安全基準（機械に安全カバーがない状態で作業を行わせていたもの等）②労働時間（36協定の限度を超える時間外労働を行わせていたもの等）、③割増賃金の支払（法定の割増率で計算した時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金を支払っていなかったもの等）の順で多かった。



<注> 最低賃金の支払（最賃法第4条）の違反については、契約の賃金額が最低賃金額未満の場合に限る。

## 【監督事例】無資格者運転による災害事例

### 【概要】

- 機械部品の製造加工組立業の事業場で「フォークリフトに接触した災害が発生し、けが人を救急搬送した」との情報を得たため、監督を実施したもの。
- 被災した技能実習生とともに木型や金型を倉庫から作業場所に運搬していた別の技能実習生が最大荷重 2.5 トンのフォークリフトを運転し前進しようとしたところ、近くにいた被災者（技能実習生）に衝突したものの。
- フォークリフトを運転していた技能実習生は、フォークリフト技能講習を修了しておらず、必要な運転資格がなかった。
- フォークリフトの接触防止措置が講じられておらず、作業計画も策定されていないかった。

### 【指導事項】

- 1 フォークリフトを運転していた技能実習生が、最大荷重 1 トン以上のフォークリフトを運転する場合に必要な技能講習を修了していなかったことから、技能講習未修了について是正勧告した。

⇒ 労働安全衛生法第 61 条  
労働安全衛生法施行令第 20 条第 11 号（就業制限）

- 2 運転中のフォークリフトが労働者に接触する危険を防止する措置が講じられていなかったため是正勧告した。

⇒ 労働安全衛生法第 20 条  
労働安全衛生規則第 151 条の 7（接触の防止）

- 3 フォークリフトを用いる運搬作業について、作業計画を定めていなかったため是正勧告した。

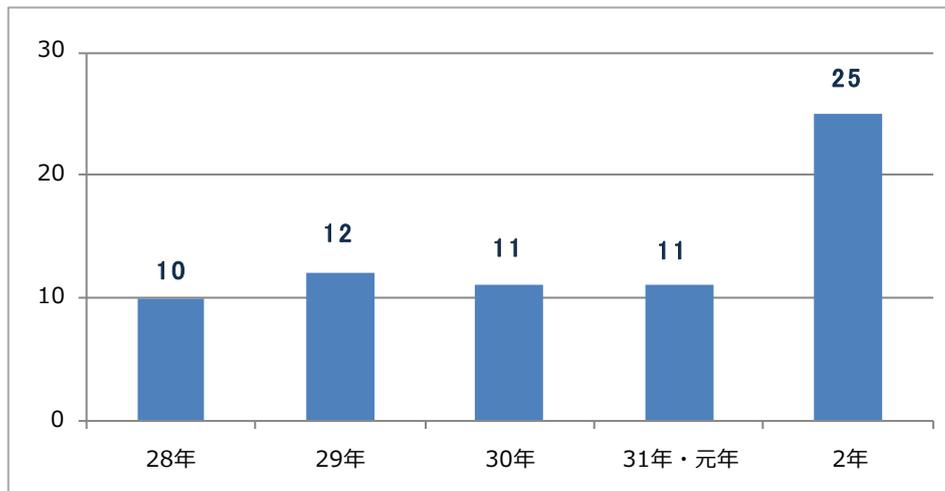
⇒ 労働安全衛生法第 20 条  
労働安全衛生規則第 151 条の 3（作業計画）

### 【指導の結果】

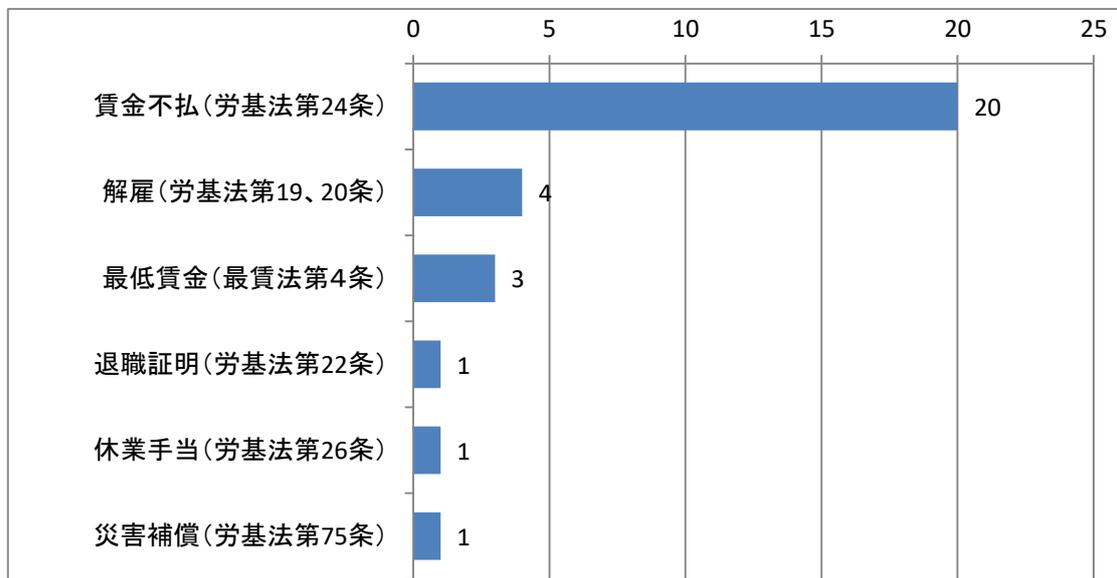
- 運転していた技能実習生は技能講習を修了した。
- フォークリフトの作業計画を作成した。作業計画において、フォークリフトの走行範囲を定め、関係労働者に周知した。フォークリフトに接近禁止の掲示をした。
- 母国語で作業標準書、作業中に注意する内容をまとめた文書を作成し、フォークリフト作業に従事する技能実習生に教育した。

## 2 申告状況

- (1) 技能実習生から労働基準監督機関に対して、労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は25件であった。



- (2) 主な申告内容は、①賃金の不払（20件）、②解雇（4件）、③最低賃金未満の支払（3件）の順に多かった。



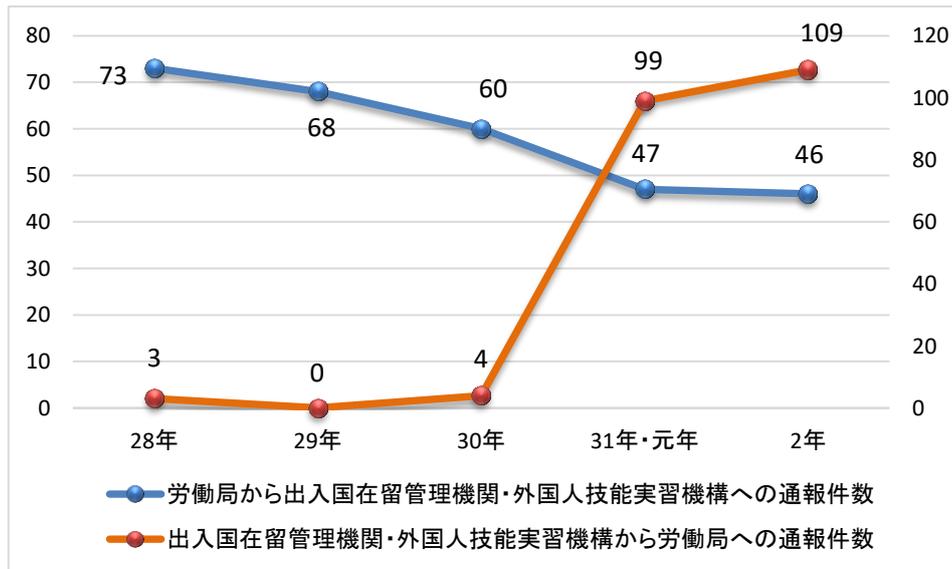
<注> 申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の合計と申告件数とは一致しない。

### 3 労働基準監督機関と出入国在留管理機関との相互通報状況

技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関では、出入国在留管理機関・外国人技能実習機構との間で、その監督実施等の結果を相互に通報している。

技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められたとして、労働基準監督機関から出入国在留管理機関・外国人技能実習機構へ通報した件数は46件であった。

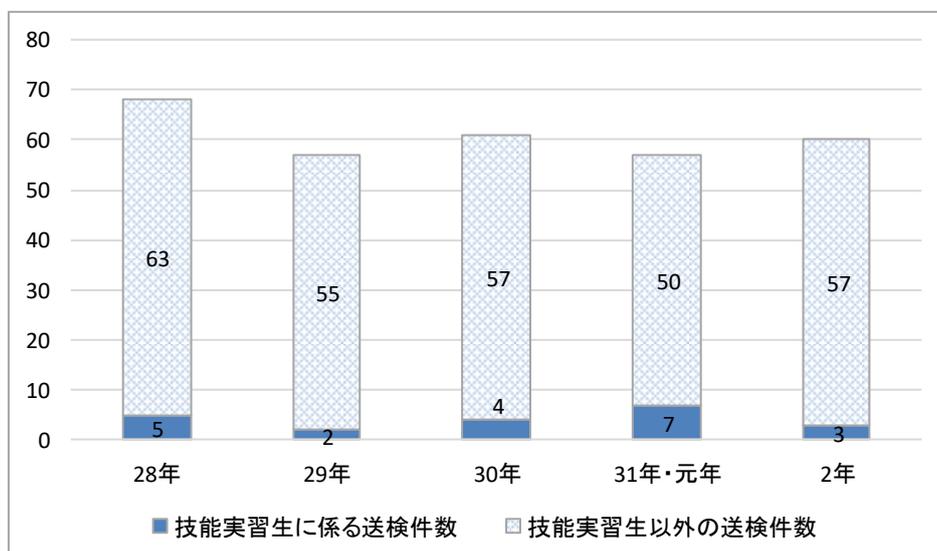
出入国在留管理機関・外国人技能実習機構に通報した違反内容のうち、賃金の支払、機械の掃除等の場合における運転停止措置に関するものが多かった。



<注> 平成 31 年・令和元年以降は、外国人技能実習機構からの通報を合わせて計上している。

### 4 送検状況

技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められたとして送検した 3 件の内容は、最低賃金法違反が 2 件、違法な時間外労働が 1 件であった。



## 【送検事例】（製造業）違法な長時間労働の事例

### 【捜査経過】

- 自動車部品の塗装業の事業場 X について、タイムカードを 2 枚作成し時間外労働を隠している旨の情報があり、さらに、外国人技能実習機構の調査においても時間外労働なしの虚偽のタイムカード、賃金台帳等を提出していた旨通報があった。
- 技能実習生 12 名に対し、3 6 協定で定める限度時間を超えて、1 か月あたり最長 48 時間の違法な時間外労働を行わせていたことが判明した。

### 【被疑事実】

3 6 協定の限度時間を超えて、1 か月あたり最長 48 時間の違法な時間外労働を行わせたこと。

⇒ 労働基準法第 32 条第 1 項（労働時間）